

行方市浄化槽設置事業費補助金

高度処理NP型合併処理浄化槽を設置するときに、
設置費用の一部を補助します。



こちらから
電子申請が
できます。



こちらから
申請書などを
ダウンロード
できます。



あなごころ
なごりー
ミコット



行方市 経済部 環境課

住所 行方市山田2564-10
電話 0291-35-2111

1. 事業概要

霞ヶ浦や北浦などの豊かな自然環境を守るため、高度処理NP型合併処理浄化槽を設置するときに、設置費用の一部を補助する制度です。



2. 対象地域・対象者

公共下水道事業計画区域、農業集落排水事業区域を除く行方市全域となります。事業区域内において、現に使用している住宅・事業所・店舗等の所有者、又は建築中、建築しようとする建築主の方を対象とします。

専用住宅・事業所・店舗等、10人槽までが対象となります。

3. 補助内容

対象の浄化槽	条件等	補助限度額	
高度処理NP型合併処理浄化槽 窒素・りん除去型(NP型) BOD 10mg/ℓ以下 総窒素濃度 10mg/ℓ以下 総りん濃度 1mg/ℓ以下	新築	5人槽	822,000円
		7人槽	1,111,000円
国土交通大臣型式認定浄化槽	単独処理浄化槽・くみ取り槽からの転換(入れ替え) (建築確認申請を伴わない)	10人槽	1,585,000円
		5人槽	1,071,000円
		7人槽	1,422,000円
		10人槽	1,996,000円

単独処理浄化槽・くみ取り槽からNP型浄化槽への転換の場合

トイレ便槽(くみ取り槽)撤去工事費用	補助限度額 90,000円
単独処理浄化槽撤去工事費用	補助限度額 120,000円
宅内配管工事費用	補助限度額 300,000円

※工事費用が限度額未満のときは、実際の工事費用の補助となります。

5人槽 140㎡未満の住宅
7人槽 140㎡以上の住宅
10人槽 2世帯住宅

※一般住宅の場合は、原則として住宅の延床面積により浄化槽の大きさが決まります。

4. 注意事項

- ・税金を滞納している場合は対象外となります。
- ・浄化槽設置工事は、市より補助金交付決定通知を受けてからの着工となります。
- ・申請場所の地名地番において、既に合併処理浄化槽を使用している場合は対象外となります。
- ・受付期間は、12月末までとなります。

(※補助予定基数に達した時点で、受付は終了させていただきます。)



ご不明点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

手続きの流れ

補助金申請

必要書類を添付の上、**工事着工前**に市役所環境課までご提出ください。**(電子申請可)**

補助金交付決定
通知書の送付

市役所から申請者宛に通知します。

工事着工

補助金交付決定通知書受理後に着工してください。
浄化槽工事については、茨城県に登録又は届出をしている業者
にご依頼ください。

中間検査

市担当職員が現地において底板及び浄化槽本体を確認し、適正に
設置されたことを確認します。
※単独処理浄化槽・くみ取り槽撤去を伴う場合は、場所・機種及び
撤去日の確認を行います。

実績報告書の
提出

工事が完了しましたら、**工事完了後30日以内** 又は**該当年度の
3月31日のいずれか早い日までに**必要書類を添付のうえ、
市役所環境課までご提出ください。**(電子申請可)**

完了検査

市担当職員が申請のとおり工事が行われたか、現地において
確認をします。

補助金交付確定
通知書の送付

市役所から申請者宛に通知します。

補助金の振込

申請者の指定口座に補助金を振込みます。

補助事業完了

補助事業完了後は浄化槽法に基づき、
適正な維持管理を行ってください。



提出書類一覧



補助金申請時

※必ず工事着工前に提出をしてください。
(電子申請可)

- 補助金交付申請書 (様式第1号 第5条関係)
- 事業計画書 (様式第1号の2)
- 設置場所の案内図
- 浄化槽設置届又は浄化槽明細書の写し
- 建築確認申請書 (1~6面) の写し
- 全浄協に登録したことを証する書面 (登録証)
- 登録浄化槽管理票 (C票)
- 保証登録証 (市町村用)
- 浄化槽設備士免状又は特別講習修了書の写し
- 浄化槽設置工事契約書及び見積書の写し
- 浄化槽工事業の登録届等を証する書面の写し
- 浄化槽法7条検査に係る検査手数料の払込を証明するものの写し
- 納税証明書 (前年度分)
- 浄化槽維持・管理に関する誓約書 (様式第1号の3)
- その他市長が必要と認める書類

【単独処理浄化槽・くみ取り槽撤去、宅内配管工事を伴う場合の追加提出書類】

- 現況図 (配置図, 排水系統図及び写真)
- 撤去費・配管費の見積書 (明細) の写し (任意様式)

工事完了後

※工事完了後30日以内 又は該当年度の3月31日のいずれか
早い日に提出をしてください。(電子申請可)

- 浄化槽設置事業費補助金実績報告書 (様式第5号 第8条関係)
- 浄化槽保守点検・清掃及び法定検査委託契約書の写し又はこれを証明する書類
- 合併処理浄化槽設置工事の状況を示す写真 (開始前~完了)
- 浄化槽使用開始報告書
- チェックリスト
- 領収書 (工事費内訳明細書) の写し
- 補助金交付請求書 (様式第7号 第10条関係)
- その他市長が必要と認める書類

【単独浄化槽撤去、宅内配管工事を伴う場合の追加提出書類】

- 工事の状況を示す写真 (開始前~完了)
 - ・ 単独処理浄化槽撤去
 - ・ 宅内配管の布設替え
- 既設の単独処理浄化槽の処分に関する産業廃棄物管理票 (マニフェストE票)
又は最終処分場の発行する証明書
- 浄化槽使用廃止届出書

ご不明な書類に関しては、
環境課までお問い合わせ
ください。

